

名古屋市告示第 179 号

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 令和 7 年度一般廃棄物排出見込み

区 分	総 量
ご み 及 び 資 源	724,487 t／年
し尿及び浄化槽汚泥	27,429k1／年

2 ごみ処理計画

(1) 「持続可能な循環型都市」の実現に向けた施策の推進

「名古屋市第 6 次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、重点施策として掲げる「プラスチック資源循環の推進」と「食品ロスの削減」をはじめとした施策を推進し、持続可能な循環型都市の実現を目指します。

ア 2R（リデュース・リユース）の推進

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第 110 号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取組を進めます。

法整備による拡大生産者責任の強化を求めるため、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製

造業者や小売業者に働きかけ、2 Rの取組を推進します。

(ア) 発生抑制の推進

近年世界的な問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染を始め、気候変動や資源枯渇の問題等に対応するために策定した「プラスチック削減指針」に基づき、マイボトル・マイカップの利用を促進するなど、使い捨てプラスチックの削減に向けた取組を実施します。

また、食品ロス削減の取組として、令和6年3月に策定した「食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減月間にあわせたキャンペーンを実施するとともに、フードドライブの推進や食べ残しゼロ協力店の周知を通じて、食品ロス削減につながる取組を推進します。

(イ) 再使用の推進

フリマアプリ、リサイクルショップ等、民間のリユースの仕組みが広がりを見せていることを踏まえ、市民がリユース品をより身近に感じ利用が促進されるよう、民間事業者と連携したリユース事業を通し、意識啓発に努めます。

また、フリマアプリを利用したリユース家具等の展示・販売やアップサイクルの取組を通し、ものを長く大切に使う意識の醸成を図るとともに、定期講座の開催やリユース食器の貸出、地域におけるフリーマーケットの開催支援等、市民のリユースの取組を支援することで、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ 分別・リサイクルの推進

空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装・雑がみのステーション収集を行うほか、プラスチック資源の各戸収集や、ペットボトル、紙パック、小型家電、充電式家電、食用油、水銀使用製品（蛍光灯及び水銀体温計・水銀温度計）の拠点回収を行います。

また、集団資源回収実施団体の登録制度を引き続き実施し、その回収活動の一層の活性化を図るとともに、集団資源回収の円滑な実施のために古紙の持ち去り防止の取組を進め、市民の自主的な資源化の取組を促進します。

さらに、家庭や地域での自主的な生ごみ堆肥化の取組を推進するため、

生ごみ堆肥化講座などを開催するとともに、生ごみ資源化の活動に取り組む団体に対して活動の助成を行います。

加えて、分別推進の取組を着実に推進するため、分別ルールが定着しにくい若年層・外国人・短期賃貸マンション入居者・市外からの転入者などに対し、ターゲットの属性に応じた多様な手段による効果的な広報を展開するとともに、各環境事業所に配置する分別推進員による周知・排出指導等を行います。

事業系一般廃棄物については、紙類と生ごみのさらなる資源化を進めるため、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業所に対してはテナントビルのオフィス・店舗等への個別啓発に取り組み、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集及び運搬するものとします。

古紙類（新聞、雑誌、段ボール等の資源化可能な紙類）、衣類・布類、金属類及び空きびんについては集団資源回収等の市民の自主的な活動や事業者が行う再生利用を目的とした店頭回収等の取組により、資源化を図るものとします。

区 分	内 容
可燃ごみ	紙くず、 ちゅうかい 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（他の区分に該当するものを除く。）
発火性 危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、加熱式たばこ・電子たばこ、固形燃料（缶入りのもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（電池類に該当するものを除く。）

不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみで、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物、蛍光管・水銀体温計等、電池類及び資源の項（1）から（6）までに該当するものを除く。）
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍光管・水銀体温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの （1）蛍光管 （2）水銀体温計・水銀温度計
電池類	アルカリ・マンガン乾電池、リチウム電池、ボタン電池、小型充電式電池（モバイルバッテリー含む）
資源	（1）空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） （2）空き缶（飲食料用に限る。） （3）ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） （4）紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） （5）プラスチック資源（プラスチック製容器包装及びプラスチックのみでできている30センチメートル角以下の製品に限る。） （6）紙製容器包装・雑がみ （7）小型家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の対象品目のうち縦15センチメートル、横40センチメートル、奥行25センチメートル以下のもの） （8）充電式家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象品目のうち充電式電池を使用した小型家電より大型のもの） （9）食用油（植物性油に限る。）
環境美化ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの （1）町美運動により排出されるごみ （2）ボランティア袋の配付対象活動により排出されるごみ （3）路上等で死んでいる所有者がいない犬・猫等の死体 （4）自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども

	会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ (5) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ
--	--

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

また、引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ及び屋内からの運び出しが伴うごみ（以下「一時多量ごみ等」という。）については、市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、収集及び運搬を委託できるものとします。

(イ) 事業系一般廃棄物

- a 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入又は許可業者に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとします。

病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

研究機関等の実験に伴って生じた実験動物の死体等については、市外の一般廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

古紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区 分	内 容
可 燃 ご み	紙くず、ちゅうかい厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。また、プラスチック製品、皮革くず、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）

発火性 危険物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）、加熱式たばこ・電子たばこ等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
不燃ごみ	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみで30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物、スプレー缶類及び蛍光管・水銀体温計等を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。） (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くずで30センチメートル角を超えるもの
食品等 廃棄物等	残飯・野菜くずなどの ^{ちゅうかい} 厨芥類等
剪定枝葉 ・芝草等	^{せん} 剪定枝・刈草・落葉等

- b スプレー缶類、蛍光管・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光管・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が1収集日につき45リットル（スプレー缶類は1週間につき20リットル）の指定袋1袋相当を限度とします。

(ウ) 動物の死体

家庭等で飼われていた犬・猫等の死体を一般廃棄物として処理する場合は、排出者が市の指示する場所に搬入したものを市が処分する又は市が収集、運搬及び処分することとします。

(エ) 本市が収集しない一般廃棄物

区 分	内 容
-----	-----

排 出 禁 止 物	(1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、F R P 船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、F R P 浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
そ の 他 収 集 し な い ご み	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(オ) 収集・運搬計画

区 分		収集・ 運搬 主体	収集 区域	収集 回数	収集方法	運搬先 (注 6)	年間量
市 収 集 (注 1)	可燃ごみ (注 2)	市	全市域	週 2 回	指定袋による原則各戸収集	焼却・溶融施設	356, 814 t
	月 1 回			破碎施設		14, 041 t	
				粗大ごみ	事前申込制による原則各戸収集	破碎施設	8, 444 t
	蛍光管・水銀 体温計等			随時	拠点回収	△資源化施設	93 t

電池類		資源	週 1 回	無色透明の袋による原則各戸収集	△資源化施設	325 t
環境美化ごみ			随時		破碎施設 埋立処分場	1,280 t 3 t
資源	空きびん		週 1 回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	3,402 t 9,368 t
	空き缶			指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集	○選別等施設 一時保管施設	1,325 t 960 t
	ペットボトル		週 1 回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	9,692 t
	紙パック		週 2 回	拠点回収		
	紙製容器包装・雑がみ		週 1 回	指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	8,026 t
	プラスチック資源			指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	27,456 t
	小型家電・充電式家電			拠点回収	—	268 t
	食用油				—	52 t
許可業者収集	可燃ごみ（注 2）	許可業者	随時	指定袋による収集（注 5）	焼却・熔融施設	161,984 t
	不燃ごみ				破碎施設 埋立処分場	2,734 t 34 t
	実験動物の死体等				△焼却施設	12 t
	食品廃棄物等（注 3）				△資源化施設	23,771 t
自己搬入	可燃ごみ	排出者			焼却・熔融施設	55,534 t
	不燃ごみ				破碎施設 埋立処分場	5,310 t 2,533 t
	せん 剪定枝葉・芝草等（注 4）				△資源化施設	31,000 t

（注 1）ごみ及び資源の排出（環境美化ごみ及び収集方法が拠点回収を除く。）については、収集日当日の朝、8 時（中区は 7 時（粗大ごみは除く。））までに排出することとします。

発火性危険物及び資源を排出する場合は、家庭で不要になった無色透明の袋も使用できます。

(注 2) 発火性危険物を含みます。

(注 3) 一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注 4) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(注 5) 一時多量ごみ等は除きます。

(注 6) 運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電、充電式家電及び食用油については、回収拠点で直接、資源化事業者引き渡します。

イ 中間処理計画

(ア) 焼却・溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	355,939 t
	発火性危険物 (使い捨てライター等)		121 t
	粗大ごみ (スプリングマットレス)		37 t
許可業者収集	可燃ごみ		161,984 t
自 己 搬 入	可燃ごみ		55,534 t
	不燃ごみ (スプリングマットレス)		41 t
焼却処理後	焼却灰		20,500 t
破碎処理後	破碎残渣		30,244 t

(イ) 破碎処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	不燃ごみ	市	14,041 t

	粗大ごみ		8,444 t
	環境美化ごみ		1,280 t
許可業者 収 集	不燃ごみ		2,734 t
自己搬入	不燃ごみ		5,232 t

(ウ) 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物	市	617 t
	空きびん		12,770 t
	空き缶		2,285 t
	ペットボトル		9,692 t
	紙パック		26 t
	紙製容器包装・雑がみ		8,026 t
	プラスチック資源		27,456 t
	蛍光管・水銀体温計等		93 t
	電池類		325 t

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	4 t
許可業者収集	不燃ごみ		34 t
自己搬入	不燃ごみ		2,473 t
焼却・溶融処理後	焼却灰		9,795 t
	溶融飛灰		5,412 t
破 碎 処 理 後	破碎不燃物		639 t

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物（スプレー缶類等）	市	496 t
	空きびん		12,596 t
	空き缶		2,130 t
	ペットボトル（キャップ含む）		7,860 t
	紙パック		22 t
	紙製容器包装・雑がみ（その他古紙含む）		7,811 t
	プラスチック資源		25,523 t
	小型家電・充電式家電		268 t
	食用油		52 t
	紙回収		259 t
	蛍光管・水銀体温計等		93 t
	電池類		325 t
許可業者収集 （注１）	食品廃棄物等	許可業者	23,771 t
自 己 搬 入 （注２）	剪定枝葉・芝草等		31,000 t
焼 却 ・ 溶 融 処 理 後	焼却灰	市	8,000 t
	熔融スラグ		39,350 t
	熔融メタル		7,842 t
	熔融飛灰		4,919 t
破 碎 処 理 後	金属回収		1,389 t

（注１）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

（注２）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(3) 施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

(ア) 焼却・溶融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪 子 石 工 場	名古屋市千種区香流橋一丁目 101 番	ストーカ式	600 t / 24 h
富 田 工 場	名古屋市中川区吉津四丁目 3208 番地	ストーカ式	450 t / 24 h
五 条 川 工 場	愛知県あま市中萱津奥野	ストーカ式	560 t / 24 h
鳴 海 工 場	名古屋市緑区鳴海町字天白 90 番地	シャフト炉式 ガス化溶融炉	530 t / 24 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地 15 番地 1	シャフト炉式 ガス化溶融炉	660 t / 24 h

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大 江 破 碎 工 場	名古屋市港区本星崎町字南 4047 番地の 13	横 型 回 転 式 破 碎 機	400 t / 5 h
愛 岐 処 分 場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪町川西 75 番地	2 軸せん断式 回 転 破 碎 機	20 t / 5 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地 15 番地 1	2 軸せん断式 回 転 破 碎 機	50 t / 5 h

(ウ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	埋立容量
愛 岐 処 分 場	岐阜県多治見市諏訪町川西 75 番地	252, 590 m ²	4, 440, 000 m ³
第 二 処 分 場	名古屋市港区潮風町 67 番地	11, 300 m ²	96, 000 m ³

(エ) 選別・保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
西資源センター	名古屋市西区新木町68番地の1	空きびん 30 t / 日 空き缶 15 t / 日 ペットボトル 4 t / 日
港 資 源 選 別 セ ン タ ー	名古屋市港区正徳町6丁目69番地の1	空きびん 20 t / 日 空き缶 10 t / 日
南リサイクル プ ラ ザ	名古屋市南区元塩町6丁目8番地の5	空きびん 23 t / 日 空き缶 13 t / 日 ペットボトル 9 t / 日 紙パック 2 t / 日

(オ) 保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
鳴海工場内 保 管 施 設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん 22 t / 日 空き缶 6 t / 日

イ 処理計画に係る本市以外の者が設置する処理施設の概要

(ア) 焼却灰資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番41、42、43、48、49	焼却灰・溶融飛灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地の1	焼却灰
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市新開町2番地1	溶融飛灰
メルテック株式会社	神奈川県横須賀市長坂二丁目2番1号	
	栃木県小山市大字梁2333番地29	

(イ) 食品廃棄物等資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番	食品廃棄物等
株式会社ケミカルフォース	名古屋市港区潮見町37番10	
双葉興業株式会社	愛知県北名古屋市六ツ師大島 131 番地 1	
オオブユニティ株式会社	愛知県大府市横根町惣作 236 番 1、240 番 1、240 番 6、243 番 1	
株式会社大栄工業	三重県伊賀市真泥字東山 5024番地の 4 外 3 筆	
株式会社エイゼン	愛知県半田市鶴ノ池町 104 番 8	
株式会社ビオクラシックス半田	愛知県半田市松堀町60番 1	

(ウ) 破碎施設

名 称	設 置 場 所	区 分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町 2 丁目 2 番	せん 剪定枝葉・芝草等

(エ) 焼却施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株式会社海部清掃	愛知県あま市西今宿平割二 6 番地	使い捨てライター・スプリングマットレス等
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195番地の 1	実験動物の死体等

(オ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名 称	設 置 場 所	区 分
コスモリサイクル 株 式 会 社	愛知県稲沢市福島町沢西95番地の1	発火性危険物及び空き缶
株 式 会 社 ヤマショー金属	愛知県弥富市楠一丁目8番	発火性危険物
永 一 産 商 株 式 会 社	愛知県海部郡飛島村木場2丁目106番地	蛍光管・水銀体温計等
野 村 興 産 株 式 会 社	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番143号	
	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	
永 一 産 商 株 式 会 社	愛知県海部郡飛島村木場2丁目106番地	電池類
野 村 興 産 株 式 会 社	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	
有 限 会 社 サイテック	愛知県北名古屋市鍛冶ケ一色字襟44番地の2	空きびん
循 環 資 源 株 式 会 社	愛知県豊田市貝津町西向畑7番24号	
株 式 会 社 中 西	愛知県豊明市栄町高根103番地	
大 成 金 属 株 式 会 社	名古屋市南区忠次一丁目8番15号	空き缶
株 式 会 社 石川マテリアル	名古屋市緑区鳴海町字杜若20番地	
朝 日 金 属 株 式 会 社	名古屋市北区六が池町555番地	

神鋼環境メンテナンス株式会社	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック資源
東海資源株式会社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目53番地	
株式会社オノセイ	名古屋市南区弥次エ町2丁目31番地の1	
大幸商事株式会社	名古屋市守山区太田井3番5号	ペットボトル及び紙製容器包装・雑がみ
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目10番地	紙製容器包装・雑がみ
	愛知県清須市西堀江2460番地	
株式会社藤川紙業	名古屋市昭和区福江二丁目11番25号	
リメイキング株式会社	名古屋市南区元塩町6丁目16番1	

(カ) 埋立処分場

名 称	設 置 場 所	区 分
衣浦港3号地廃棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号地1番地	焼却灰
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処 分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し 尿	市	全市域	月 2 回 程 度	各戸収集	8,357k1	下 水 道 投 入
浄 化 槽 汚 泥	許可業者		随 時		19,072k1	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川及び港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名 称	所 在 地	対 象 廃棄物	設備能力	前処理後の 処 分 方 法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通1丁目 39番地	し 尿	150k1／日	下水道投入
内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目 32番10号		150k1／日	
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚 泥	200k1／日	

4 参考

(1) 一般廃棄物の市内民間施設での処理（本市委託を除く）

区 分	処理方法	年 間 量	
		市内発生	市外発生

許可業者 収 集	食品廃棄物等 (注1)	飼料化※1	4,370 t	1,693 t
		堆肥化※2	13,810 t	158 t
自 己 搬 入	焼却灰等	溶 融		19,833 t
	プラスチック製 容器包装	圧縮梱包		604 t
	剪定枝葉・芝草等 (注2)	破 砕※3	31,000 t	260 t
	廃エアゾール製品 等	圧縮		12 t

(注1) 一部、自己搬入、他市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(注3) ※1、※2、※3はそれぞれ「中部有機リサイクル株式会社」、「株式会社ケミカルフォース」、「名古屋港木材倉庫株式会社」において処理します。

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区 分		処理方法	年 間 量
市 収 集	発火性危険物	選別等	617 t
	空きびん		9,368 t
	空き缶		423 t
	紙製容器包装・雑がみ		1,460 t
	蛍光管・水銀体温計等		93 t
	電池類		325 t
市収集・自己搬入	使い捨てライター等	焼 却	199 t
許可業者収集	実験動物の死体等	焼 却	12 t
	食品廃棄物等(注)	資源化	5,591 t

焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋 立	10,288 t
		資源化	7,935 t

(注) 一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区 分		処理方法	年 間 量
多 治 見 市	溶融飛灰等	埋 立	1,100 t

名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課